

令和7年第3回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第7号	専決処分した事件の承認について(上越市 国民健康保険税条例の一部改正について)	国保年金課	1～3
議案第72号	令和7年度上越市一般会計補正予算(第1 号)	生活援護課ほか	4～5

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第 7 号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和 7 年度税制改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「65 万円」から「66 万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24 万円」から「26 万円」にそれぞれ引き上げる。（第 3 条、第 25 条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「29 万 5,000 円」から「30 万 5,000 円」に、2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「54 万 5,000 円」から「56 万円」にそれぞれ引き上げる。（第 25 条関係）
- (3) (1)及び(2)の改正は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
（課税額） 第 3 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主（以下「2 項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>66 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2 項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者	（課税額） 第 3 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主（以下「2 項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>65 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2 項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者

改 正 後	改 正 前
につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 6 万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 6 万円</u>を超える場合には、<u>2 6 万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>3 0 万 5, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5 6 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務	につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 4 万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 4 万円</u>を超える場合には、<u>2 4 万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>2 9 万 5, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5 4 万 5, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務

改 正 後	改 正 前
者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～エ 略 2 及び 3 略	者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～エ 略 2 及び 3 略

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 2 号
提 出 課	生活援護課

歳出科目（P10～P11）	3 款 3 項 1 目	生活保護総務費
---------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
保護事務費	43,425	3,673	47,098

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	1,836	委託料	3,673
一般財源	1,837		

【補正理由】

本年 10 月に施行される、生活保護制度に係る生活扶助基準の改定等にあわせ、生活保護システムの改修に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	2,461	1,836	4,297
一般財源		821	1,837	2,658
合 計		3,282	3,673	6,955

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	システム改修業務委託料	0	3,673	3,673
合 計		0	3,673	3,673

【実施概要】

- ・生活扶助基準の見直し

令和 5 年 10 月 1 日から実施されている世帯人員一人当たり月額 1,000 円の特例加算を月額 1,500 円に増額（ただし、入院患者・介護施設入所者は現行の加算額を維持）

- ・国の被保護者調査の調査項目の変更等

提 出 課	健康づくり推進課
-------	----------

歳出科目（P10～P11）	4 款 1 項 3 目	予防費
---------------	-------------	-----

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
高齢者等予防接種事業	410,852	1,588	412,440

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	1,588	需用費	5
		役務費	80
		委託料	1,482
		扶助費	21

【補正理由】

国による風しんの追加的対策について、接種期間である令和 6 年度末までに接種を受けられなかった人に対し、期間を延長する特例措置が設けられたことから、接種に要する経費等を増額するもの

【補正内容】

1 令和 7 年度風しんの追加的対策に係る予防接種（定期接種）

- (1) 対 象 者 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、抗体価が基準値未満であり、かつ接種を受けられなかった人
- (2) 接 種 方 法 委託医療機関での個別接種
- (3) 接 種 期 間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 自己負担金 なし
- (5) 接 種 者 数 145 人（見込み）

（歳出）

区 分		補正前	補正額	補正後
需用費	消耗品費	259	5	264
役務費	通信運搬費	3,582	80	3,662
委託料	予防接種個別委託料	393,753	1,482	395,235
扶助費	予防接種給付金	184	21	205
合 計		397,778	1,588	399,366